

座間市週休２日制確保工事実施要領

(趣旨)

第１条 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成１７年法律第１８号)の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組みとして、座間市が発注する工事の現場において週休２日制の確保を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第２条

(１) 通期の週休２日

工事現場において、対象期間内で４週８休以上の現場閉所日または現場休息日を設けること。

(２) 月単位の週休２日

通期の週休２日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で４週８休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では４週８休以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日等を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(３) 完全週休２日

月単位の週休２日を達成し、かつ土曜日と日曜日も作業を実施しないことをいう。なお、受注者が降雨・降雪等による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休２日として扱わない。

(４) ４週８休以上

関係法令を遵守し、対象期間内の現場閉所日数の割合が２８．５％（８日／２８日）以上となる状態

(５) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事等を開始した日

(６) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日

(７) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業（現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等除く）を実施しない日をいう。

この場合において、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

(８) 現場休息日

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。なお、保安等の巡回パトロール等及び降雨・降雪等の予定外の現場休息日の扱いは、(７)と同様とする。

(9) 対象期間

工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から現場完成日までの、技術者及び技能労働者の従事期間をいう。ただし、次に掲げる期間については、対象期間から除くこととする。

ア 下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合

イ 年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間

ウ 現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらない現場作業等を発注者が認めた期間。この場合、その都度監督員と受注者で協議すること

(10) 休日率

現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めることができる。

(11) 交替制

工事現場で技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保することをいう。

(対象工事等)

第3条 週休2日制確保工事の対象となる工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 原則として、設計金額（税込み）300万円以上の工事を対象とし、発注者が、週休2日に取り組むことを指定する工事。特に緊急を要する災害復旧工事等は対象としない。
- (2) 原則として、発注者指定型とし現場閉所による工事。
- (3) 昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、交替制による工事とすることができる。
- (4) 現場閉所による工事として発注した場合において、受注者が交替制による工事を希望するときは、現場着手日より前に受発注者間で協議した場合に限り、交替制による工事に変更することができる。

(工事の実施)

第4条 週休2日制確保工事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり実施する。

(1) 工事実施の内容

ア 受注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について発注者と情報共有することとする。この場合において、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

イ 受注者は、毎週、当該週の前週の実績と当該週の計画を示した週間工程表を監督員に提出する。

ウ 土木工事の場合、受注者は、当月分の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙1）を翌月の5日までに監督員に提出する。

エ 土木系工事の場合、受注者は、最終月の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙1）

及び対象期間全体の「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙 2）を作成し、原則として、工事完成届提出日の 20 日前までに監督員へ提出する。

オ 建築工事・機械設備工事・電気設備工事の場合、受注者は、当月分の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙 1）を翌月の 5 日までに監督員へ提出する。

カ 建築工事・機械設備工事・電気設備工事の場合、受注者は、最終月の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙 1）及び対象期間全体の「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙 2）を作成し、原則として、工事完成届提出日の 30 日前（設計金額（税込み）が 1 億 5,000 万円以上の工事は 45 日前）までに監督員へ提出する。

キ 交替制工事の場合、受注者は、当月分の「休日確保実績報告書」（別紙 3）を、翌月の 5 日までに監督員へ提出する。

ク 交替制工事の場合、受注者は、最終月の「休日確保実績報告書」（別紙 3）及び対象期間全体の「休日確保履行報告書」（別紙 4）を作成し、原則として、工事完成届提出日の 30 日前（設計金額（税込み）が 1 億 5,000 万円以上の工事は 45 日前）までに、監督員へ提出する。

ケ 受注者は、公衆の見やすい場所に、週休 2 日制工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさは A3 サイズ以上とする。

=== 記載内容の例 ===

週休 2 日制に取り組む工事 この工事は、建設産業に労働環境を改善するため、 週休 2 日の確保に取り組む工事です。 発注者：座間市 ○○ 課 受注者：○○建設株式会社

(2) 経費補正の実施

当初の設計金額において、「週休 2 日制確保工事実施要領補足事項（土木系工事）」（別添 1。以下「補足事項土木系」という。）及び「週休 2 日制確保工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）」（別添 2。以下、「補足事項建築ほか」という。）は、原則として月単位の週休 2 日の経費補正を行う。

月単位の週休 2 日の現場閉所を達成できず通期の週休 2 日の現場閉所を達成した場合、通期の週休 2 日の現場閉所も達成できなかった場合には、座間市工事請負契約約款第 25 条の規定に基づき、請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

(3) 工事成績評定への反映

週休 2 日を達成した場合には、「補足事項土木系」または「補足事項建築ほか」により工事成績評定に反映する。

なお、通期の週休 2 日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。

(その他)

第5条 「現場閉所（現場休息）実績報告書」、「現場閉所（現場休息）履行報告書」及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認した上で、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告する工事について適用する。なお、令和6年3月以降に公告した工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領による発注者指定型の適用をすることができる。

附則

この要領は、令和6年9月1日以降に公告する工事に適用する。

附則

この要領は、令和7年7月1日以降に公告する工事に適用する。

週休 2 日制確保工事実施要領補足事項（土木系工事）

1 経費の補正実施（要領第 4 条（2）関係）の補正

（1）現場閉所による週休 2 日制工事

当初の設計金額において、下表の経費に月単位の週休 2 日の係数を乗じた補正を行う。

完全週休 2 日を達成した場合は、完全週休 2 日の係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績 \ 費目・補正係数	労務費	機械経費 (賃料)	共通 仮設費	現場 管理費
完全週休2日 (全週現場閉所率 28.5% (2日/7日) 以上)	1.02	—	1.02	1.03
月単位の週休2日 (全月現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.02	—	1.01	1.02

※材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

（2）交替制による週休 2 日制工事

当初の設計金額において、下表の経費に月単位の週休 2 日の係数を乗じた補正を行う。

完全週休 2 日を達成した場合は、完全週休 2 日の経費補正を行う。

休日確保実績 \ 費目・補正係数	労務費	機械経費 (賃料)	共通 仮設費	現場 管理費
完全週休2日 (全週現場閉所率 28.5% (2日/7日) 以上)	1.02	*	*	1.03
月単位の週休2日 (全月休日率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.02	*	*	1.02

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

2 工事成績評定への反映（要領 第 4 条（3）関係）

（1）現場閉所による工事

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所実績	加 点
完全週休 2 日	1 点
—	—

現場閉所実績	減 点
--------	-----

明らかに月単位の週休2日に取り組む姿勢がみられなかった場合	- 1 点
-------------------------------	-------

(2) 交代制による工事

休日確保実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

休日確保実績	加 点
完全週休2日	1 点

休日確保実績	減 点
明らかに月単位の週休2日に取り組む姿勢がみられなかった場合	- 1 点

週休 2 日制確保工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

1 経費補正の実施（要領第 3 条（5）関係）

（1）発注者指定型の補正

当初の設計金額において、労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費）及び現場管理費を下表の月単位の週休 2 日の補正係数により補正する。完全週休 2 日を達成した場合は、完全週休 2 日の補正係数により補正する。

現場閉所（現場休息）実績	労務費補正係数	現場管理費補正係数
完全週休 2 日 （全週現場閉所（現場閉所）率28.5%（2日/7日）以上）	1. 0 2	1. 0 1
月単位の週休 2 日 （全月現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）	1. 0 2	—

（2）工事費の積算方法

週休 2 日制確保工事において、現場閉所等の状況に応じ、「（4）単価の 補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、設計金額のもととなる工事費の積算を行う。

（3）単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

イ 市場単価等

市場単価及び補正市場単価は、次の表 A－2、表 E－2 及び表 M－2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正率
- ・ 補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価×新営補正率
- ・ 補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価×改修補正率
- ・ 補正市場単価×改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（3）によ

る。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、次の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

※上記単価の補正方法等によらない場合は、別に定めるものとする。

表A-2 建築工事の補正率工種

工種	摘要※	月単位の週休2日工事 及び完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既成コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01

左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1. 0 1	1. 0 1
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1. 0 1	1. 1 6
左官工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
建具 (ガラス)	市場単価	1. 0 1	1. 1 0
建具 (シーリング)	市場単価	1. 0 2	1. 1 6
建具	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
塗装工事	市場単価	1. 0 1	1. 1 5
塗装工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
内外装工事	市場単価	1. 0 1	1. 1 3
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1. 0 1	1. 0 8
仕上げユニット	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
排水工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
舗装工事	物価資料	1. 0 1	1. 0 1
植栽及び屋上緑化	物価資料	1. 0 1	1. 0 1

※「市場単価」：市場単価及び補正 市場 単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表 E - 2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休 2 日工事 及び完全週休 2 日工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線 及びボックス	1. 0 1	1. 1 9
	ケーブルラック	1. 0 1	1. 1 5
	位置ボックス及び 位置ボックス用 ボンディング	1. 0 1	1. 1 8
	プルボックス	1. 0 1	1. 1 3
	プルボックス用 接地端子	1. 0 0	1. 0 0
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用 (壁・床)	1. 0 1	1. 1 4
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1. 0 1	1. 0 5
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1. 0 1	1. 1 5

	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1. 0 1	1. 1 7
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅 覆鋼棒、接地極埋設票 (金属製)	1. 0 1	1. 0 1

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日工事 及び完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用 及び消音内貼	1. 0 1	1. 1 5
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1. 0 1	1. 1 5
ダクト付属品	既成品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1. 0 2	1. 2 2
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1. 0 2	1. 2 2

2 工事成績評定への反映（要領 第4条（3）関係）

現場閉所（現場休息）実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

現場閉所（現場休息）実績	加点
完全週休2日	1点
—	—

現場閉所（現場休息）実績	減点
明らかに月単位の週休2日に取り組む姿勢がみられなかった場合	－1点